

特定非営利活動法人やまぼうし 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人やまぼうし定款3章第19条の規程に基づき、理事ならびに監事(以下「役員」という)に支給する役員報酬はこの規程の定めるところによる。

(報酬)

第2条 役員の数3分の1以下の範囲内で報酬を支払うことができる。

- (1)報酬の額は月額とし、理事会の承認を経て、理事長がこれを定める。
- (2)役員に就任した月から、報酬を支払うことができる。
- (3)役員が退任、または死亡した場合は、その月分の報酬を支払うことができる。

(報酬の支払日)

第3条 役員報酬を支払う場合の支払日は、職員の給与支給日と同じとする。

(委任)

第4条 この規程に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成26年2月7日から施行する。

賃金規程

特定非営利活動法人やまぼうし

(目的)

第1条 この規程は就業規則第31条の規定に基づき、職員の賃金、賞与及び退職金に関する事項について定める。

(賃金の構成)

第2条 賃金の構成は次の通りとする。

基本給+諸手当

(賃金の算定)

第3条 賃金は月給をもって定め、基本給のほか、各種手当（本規程第9条①～⑦）の合計額をもって定める。但し、基本給に関しては、基本労働日数21日（2月は20日）とし、基本労働日数を下回るものについては、欠勤扱いとし、その日数分を基本給より差し引くものとする。

(新規採用者の基本給)

第4条 職員の基本給は、146,000円に別表2～4の年齢、前歴、学歴を加算した額とする。

2 契約職員は、各個人別に労働条件通知書によってその額を定める。

3 時間給、日給によって定めるパート職員は、各個人別に労働条件通知書によってその額を定める。

(定年延長後の基本給)

第5条 正規職員就業規則第37条（定年退職）の規定により生年月日に応じた定年延長を希望する者に対しては、60歳に達した日の属する月の末日をもって定年とし、以降の基本給は個別の給与辞令によるものとする。なお、法人はこの際の基本給を、経営環境の変化を勘案して、社会的相当性と合理性のある範囲において定年前に比し減額することがある。

(賃金の計算方法)

第6条 新たに入職した場合、その月の賃金は、原則として出勤日より日割計算（諸手当含む）にて支給する。

日割計算の計算方法については、職員各個人別の基本給にその月の実労働日数を分子・基本労働日数を分母とし乗じ得た額とする。但し、1円未満の端数が生じた場合においては、これを1円に切り上げる。

(死亡退職、解雇等の場合の賃金計算)

第7条 死亡退職、普通解雇等の場合の賃金はその月の賃金全額（諸手当を含む）を支給する。ただし懲戒解雇、自己都合退職の場合、休職した場合又は復職した場合は、その日までの日割計算した額を支給する。日割計算した額の計算方法については、第6条と同様とする。

(遅刻等の場合の給与控除)

第8条 遅刻、早退、欠勤などにより所定労働時間の全部又は一部を休業した場合は、その休業した時間に対する給与は支給しない。

但し、法人がこれを承認した場合については、賃金控除は行わない。

(基準内手当の種類)

第9条 基準内手当の種類は次の通りとする。

- ① 通勤手当
- ② 役職手当
- ③ 業務手当
- ④ 資格手当
- ⑤ 調整手当
- ⑥ 家族手当
- ⑦ 処遇改善手当

(基準外手当の種類)

第10条 基準外手当の種類は次の通りとする。

- ① 時間外手当
- ② 深夜勤務手当
- ③ 休日出勤手当

(通勤手当)

第11条 通勤手当は、次の通りの額を支給する。

(1) 電車・バス通勤の場合

最短距離の合理的な方法と経路による実費相当分を職員各個人別に支給するものとする。但し、バス通勤は、通勤コースの間の停留所が2ヶ所以上あるときに認めるものとする。

(2) 自家用自動車・自転車などの場合

片道距離	月額	日額	税法上限度額
2km 未満	0 円		全額課税
2km 以上 5km 未満	2,830 円	135 円	4,200 円
5km 以上 10km 未満	4,200 円	200 円	4,200 円
10km 以上 15km 未満	7,100 円	330 円	7,100 円
15km 以上 20km 未満	10,640 円	505 円	12,900 円
20km 以上 25km 未満	12,900 円	610 円	12,900 円
25km 以上 30km 未満	16,000 円	760 円	18,700 円
30km 以上	18,700 円	890 円	18,700 円

※ 但し、日額計算するときは、月額÷21日とし、月額の範囲内とする。

※ 距離の測定の仕方は、インターネットで検索した標準的なコースで判断するものとする。

(役職手当)

第12条 役職手当は役職に応じて次の通りの額を支給する。

(1) 事業部門責任者手当 月額 職員各個人別に定める

但し、その決定額のうち半額については、時間外手当の見合額とする。

その場合の時間外労働時間数については職員各個人別の労働条件通知書に記載するものとする。

(2) リーダー手当 月額 20,000円
(所長業務・管理者業務・サビ管業務)

(3) サブリーダー手当 月額 10,000円
(副所長業務・店長業務・ユニット責任者)

2 事業部門責任者は法人本部及び各事業部門に理事長の承認を経しておくこととする。尚事業部門責任者は事業全般及び各部門専門分野での指導、助言を行い、法人事業の発展に寄与することが期待される者とする。

(業務手当)

第13条 業務手当は業務内容に応じて次の通りの額を支給する。

- (1) 変則業務手当 月額 20,000円
(2) 業務従事手当 月額 職員各個人別に定める
(3) 送迎業務手当 月額 5,000円

※ 変則業務手当はグループホームに勤務する職員で宿直業務をする者に対して支給する。

※ 業務従事手当の支給は理事長が業務の必要性を考慮して決定する。

(資格手当)

第14条 資格手当は資格の種類に応じて次の通りの額を支給する。但し、原則として、取得資格が従事する職務に密接に関連する場合に支給するものとする。又複数の資格を有する者には、上位の資格に対してのみ支給することとする。

(1) 看護師・理学療法士・作業療法士・公認心理師・社会福祉士・精神保健福祉士・介護支援専門員

月額5,000円(上限)

(2) 栄養士・調理師・介護福祉士

月額4,000円

(3) 保育士・簿記2級

月額3,000円

(4) 介護職員初任者研修受講者・ガイドヘルパー・簿記3級

月額2,000円

(調整手当)

第15条 調整手当は給与の決定及び変更時に従前の給与による総支給額に不足があったとき、例外的に支給するものとし、その後は昇給のときに、調整手当を基本給に繰り入れるものとする。

2 前項の繰り入れ額は調整手当の額に応じてその都度決定する。

(家族手当)

第16条 家族手当は税法上の扶養親族である者に対して次の通りの額を支給する。

(1) 配偶者 月額 10,000円

(2) 子(満22歳に達する日の3月31日までの第3子までの子)

第1子	月額	5,000円
第2子	月額	3,000円
第3子	月額	2,000円

(処遇改善手当)

第17条 処遇改善手当は昇給における基本給の財源として支給することを原則とする。

(但し、その年の処遇改善加算が認められた場合に限る。)

(休暇等の手当)

第18条 就業規則第17条から第24条及び第32条の賃金については、次の通りの額とする。

- ① 年次有給休暇を取得した期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。
- ② 特別休暇を取得した期間は、有給とする。
- ③ 産前産後休暇を取得した期間は、無給とする。
- ④ 育児時間を取得した時間は、有給とする。
- ⑤ 生理休暇を取得した期間は、無給とする。
- ⑥ 育児休業による休業を取得した期間は、無給とする。
- ⑦ 介護休業による休業を取得した期間は、無給とする。
- ⑧ 通院休暇による休業を取得した期間は、無給とする。
- ⑨ 休職期間中は、無給とする。

(手当の返還)

第19条 各種手当が支給されていた条件が変わり、額が少なくなるときは、法人に速やかに届出なければならない。届出がないため前の額のまま支払われ、後日過払いが判明したときは、遡ってその差額の返還を命ずるものとする。

(非常時払い)

第20条 職員若しくはその収入によって生計を維持する者が、次の場合に該当するときで、職員から請求があった場合は、賃金支払い日前であっても、既往の労働に対する賃金を支給する。

- ① 出産、疾病又は災害
- ② 結婚又は死亡
- ③ やむを得ない事由により1週間以上帰郷するとき
- ④ 退職、解雇により離職したとき
- ⑤ その他法人がやむを得ないと認めたとき

(時間外手当、休日出勤手当、深夜勤務手当)

第21条 時間外手当の額は次の算式により支給する。

- ① 時間外勤務手当(所定労働時間を超えて労働させた場合)

(基本給+本規程第9条の②③④⑤⑦の手当÷1ヶ月平均所定労働時間)×1.25×時間外労働時間数

② 休日出勤手当（法定の休日に労働させた場合）

（基本給+本規程第9条の②③④⑤⑦の手当÷1ヶ月平均所定労働時間）×1.35×休日労働時間数

③ 深夜勤務手当（午後10時～午前5時までの間に労働させた場合）

（基本給+本規程第9条の②③④⑤⑦の手当÷1ヶ月平均所定労働時間）×1.25×深夜労働時間数

尚、本規程第21条①及び③又は②及び③が重複する場合については、それぞれ1.50又は1.60の率にて計算する。また事業部門責任者の役職手当についてはその半額を時間外手当等の算式対象額とする。

（賃金の計算期間及び支払日）

第22条 賃金の計算期間は、毎月当月1日から当月末日までとし、翌月20日に当月分を支給する。但し、支払日が休日（金融機関の休業日を含む）のときは、その前日に繰り上げて支払う。

2 計算期間の途中で採用され、又は退職する場合の賃金は本規程第6条・第7条の方法により支払う。

（賃金からの控除）

第23条 次に掲げるものは賃金から控除するものとする。

- ① 源泉所得税
- ② 健康保険料
- ③ 厚生年金保険料
- ④ 雇用保険料
- ⑤ 住民税
- ⑥ その他法人が必要と認めたもの

（賃金の支払い方法）

第24条 賃金は、法令若しくは賃金控除協定で定めたものを控除し、その残額を直接本人に通貨で支払う。但し、本人の同意がある場合は、その職員の預金若しくは貯金口座又は証券会社の預かり金口座に振込む方法により支払うことができる。

2 前項のただし書きの同意は、書面によるものとする。

3 振込先金融機関は、本人の指定する1金融機関のみとする。

（昇給）

第25条 職員については別表1及び別表2により、毎年1回4月1日に所定の期間を経過した者（2ヶ月以内の者を除く）を対象に昇給を行う。

但し、正規職員就業規則第37条（定年退職）の規定により生年月日に応じた定年延長を希望する者に対しては、60歳に達した日の属する月の末日をもって定年とし、以降昇給はしないものとする。

2 契約職員については、原則として毎年1回4月1日に所定の期間を経過した者（2ヶ月以内の者を除く）を対象に昇給を行う。その額については、業績に応じ

て2,000円～6,000円の範囲内で行う。

- 3 時間給・日給によって定めるパート職員については、原則として毎年1回10月1日に所定の期間を経過した者(2ヶ月以内の者を除く)を対象に昇給を行う。その額については、業績に応じて定める。

(昇給の保留)

第26条 次の各号の一に該当する者については、昇給を行わない。

- ① 休業中又は入職後の就業日数が所定の期日に満たない者
- ② 著しく能力が低いもの又は著しく勤務成績若しくは素行が不良の者
- ③ 懲戒処分を受けた者

(特別昇給)

第27条 勤務成績が特に優秀であると認めた職員については、第25条の規定にかかわらず、特別昇給させることがある。

(賞与)

第28条 賞与は、法人の業績及び本人の技能、勤務成績等を考慮して職員各個人別に支給する場合がある。

その場合、7月・12月の年2回の支給とすることを原則とする。

但し、正規職員就業規則第37条(定年退職)の規定により、生年月日に応じた当該年齢まで定年延長を希望する者に対してはこれを支給しない。

2 賞与の査定算定期間は次の通りとする。

7月賞与 12月1日から5月31日まで

12月賞与 6月1日から11月30日まで

3 賞与の支給対象者は支給日現在において在籍している者とする。

4 賞与の算定に当たり、勤務が6ヶ月に満たない職員の賞与の支給はその都度決定する。

5 以上のほか、法人の業績により決算賞与などを支給することがある。

(退職金)

第29条 職員に対して別に定める独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部の退職金規程に基づき退職金を支給する。

附 則

この規程は平成24年4月1日より施行する。

この規程は平成30年8月1日に一部を改正する。

理事会承認日平成30年8月9日

この規程は令和元年9月1日に一部を改正する。

理事会承認日令和元年9月17日

この規程は令和元年10月1日より施行する。

理事会承認日令和3年3月19日

この規程は令和3年3月22日より施行する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 やまぼうし	事業年度	令和2年4月1日～令和3年3月31日
-----	-----------------	------	--------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
受取寄附金（寄附金・一般会費・賛助会費）	3,863,598 円
日中活動系サービス事業収益	202,273,702 円
障害者GH等運営事業収益	138,522,806 円
総合生活支援事業収益	43,120,866 円
スローワールド事業収益	0 円
補助金・助成金収入	39,914,483 円
正会員会費収入	202,000 円
雑収入	2,936,232 円
受取利息等	2,017 円
固定資産売却益	19,999 円
	円
	円
	円
合 計	430,855,703 円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
多摩信用金庫	32,264,000 円
東京厚生信用組合	6,697,563 円
西武信用金庫	8,008,000 円
福祉医療機構	10,000,000 円
	1,000,000 円
	669,993 円
	1,000,000 円
	2,000,000 円
	4,000,000 円
合 計	65,639,556 円

(3) その他

無

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
	200,000 円	令和2年4月.17日 .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .

5 給与の総額等に関する事項 [⑥給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
116名	243,701,455円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 やまぼうし	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		○

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉖	31年4月1日～2年3月31日	10人	0人	0%	0人	0%
㉗	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉘	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉙	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉚	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
申 請 時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

(例) 33.333...% → 33.3%

各社員の表決権が平等である	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	申 請 時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表 (次葉)

ハ

項 目	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input type="checkbox"/> はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉚ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉔」から「㉘」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉓」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に正会員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉔」から「㉘」については、上記イに記載する各期間（「㉔」から「㉘」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉔」から「㉘」については、上記イに記載する各期間（「㉔」から「㉘」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。

法人名	特定非営利活動法人 やまぼうし		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金出納帳	エクセル使用 ルーズリーフ	毎日	7年
仕訳日記帳	会計ソフト(TKC使用) ルーズリーフ	毎日	7年
総勘定元帳	会計ソフト(TKC使用) ルーズリーフ	毎日	7年
固定資産台帳	会計ソフト(TKC使用) ルーズリーフ	年度単位	7年
貸金台帳	給与ソフト(TKC使用) ルーズリーフ	年単位	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 やまぼうし	チェック欄
<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>		○

イ

項目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時の価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)(ハ及びニ)」の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 やまぼうし	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		○
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び用途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同意
		<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び用途並びにその実施日	
ヘ	① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し ② 海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 やまばし
-----	----------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
a	b	c	d	e
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
○					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
a	b	c	d	e	申請時
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
㊦ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。					

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">事業年度</td> <td style="width: 30%;">月 日～ 月 日</td> <td style="width: 20%;">設立年月日</td> <td style="width: 30%;">平成 年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日		

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 やまぼうし	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		○

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
---	----------------------------------	---

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
---	---------------------------	---

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
---	---	---

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ